

[事案 16-3] 災害死亡保険金請求

- ・平成 16 年 5 月 11 日 裁定申立受理
- ・平成 17 年 2 月 21 日 和解成立

< 申立人の主張 >

被保険者（申立人の息子）の死因は、「バーベキューの予行演習のために使用したバーベキューコンロの木炭を消火して車の荷台に片付け、被保険者が運転席で寝込んでしまったところ、消火したと思った木炭が再燃し一酸化中毒で死亡した」ものである。死体検案書も「不慮の外因死 - 中毒」と認めており、事故死であることは明白なので保険会社は死亡保険金を支払うこと。

< 保険会社側の主張 >

7 月 19 日、被保険者は普段と変わらない格好で自宅を出たまま行方不明となり、同月 24 日の発見時、車両のエンジンは切られ、窓は閉め切られており、車両荷台中央部には大量の木炭が入ったコンロが置かれていた。また、行方不明となった 19 日から死亡推定日の 21 日まで被保険者は休日ではなく無断欠勤であった。

以上の状況からみて被保険者がバーベキューの予行演習をしていたとは考えられず、その他事故の可能性も想定し難い。自殺の動機こそ不明だが、木炭の入ったコンロを車内に持ち込み、もしくは車内でコンロの入った木炭に火を付け、車内を閉め切り一酸化炭素中毒による自殺を図ったと考えるのが合理的である。よって、被保険者の死亡は自殺であり、約款の免責事由に該当し保険金支払の義務はない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は死亡時の状況について双方から提出された書面をもとに慎重に自殺か事故死かの検討を重ねた。本件の死亡の場所、態様、死亡の原因、相応の期間行方が不明であったこと、その他の事情を勘案すると相手方保険会社が自殺の疑いを持つこと自体には相応の理由があるものと考えられたが、提出の証拠からこれを自殺と断定することはできなかった。また一方、本件死亡を事故死とする明確な根拠もなく、これを判断するには厳密な証拠調べを必要とするので裁判により最終的に判断することが妥当ではないかと思われたところ、相手方会社から和解の申出があった。

そのため和解の方向で和解案を申立人に打診したところ、申立人より和解に応じたいとの申出が出された。

そのため、裁定審査会は和解契約書を作成し、当事者双方に交付し双方の合意を得て、和解契約書の調印をもって円満に解決した。